

第3号議案 分野別専門部会の設置

全国専門学校リハビリテーション協会の分野別専門部会としての設置について審議願いたい（別添資料参照）。

全国専修学校各種学校総連合会 会則 及び 施行細則（抄）
会 則 第6章 部 会

（分野別専門部会の設置）

第38条 専修学校及び各種学校の地位の向上のため、校種別の協議機関が必要と認められる場合は、この会に分野別専門部会を設置することができる。

- 2 分野別専門部会の設置に当たっては、分野別専門部会を設置しようとする者の代表者は、設置趣旨、規約、経費負担額を示す事業収支計画等を添えて会長に届け出で、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 既に存する校種別団体が、この会の分野別専門部会になろうとするときも、前項の規定に準じる。

規約に従い、以下の提出書類により確認した。

○設置趣旨（別添資料P2）

○規約（別添資料P3～P4）

○経費負担額を示す事業収支計画等（別添資料P5～P6）

会則施行細則

（分野別専門部会の承認の基準等）

第13条 この会は、原則として次の各号の基準を満たす校種別団体を会則第38条に定める分野別専門部会（以下、「分野別専門部会」という。）として承認し、当該分野別専門部会の活動を支援するものとする。

- ① 当該校種別団体の会員がこの会の会員であること
- ② 当該校種別団体が、分野別専門部会になろうとするときには、全専各連理事10名以上の推薦を得ること
- ③ 当該校種別団体の活動実績として、当該校種別団体の会則に定める役員任期について、1期以上を経過していること
- ④ 当該校種別団体が、当該校種における専修学校各種学校教育の振興を主な目的とすること
- ⑤ 当該校種別団体の設立趣旨、目的及び事業等（以下「目的等」という）が、現に設置された分野別専門部会の目的等と一致若しくは重複しないこと
- ⑥ 入会において専修学校各種学校に対して広く門戸を開放していること

規約に従い、以下の提出書類により確認した。

○会員がこの会の会員（別添資料P7）

○全専各連理事10名以上の推薦（別添資料P8）

○役員任期について、1期以上を経過（別添資料P3第8条・P4第20条）

○専修学校各種学校教育の振興を主な目的（別添資料P3第2条）

○設置された分野別専門部会の目的等と一致若しくは重複しない（既存の部会会則により確認）

○入会において広く門戸を開放（別添資料P3第4条）

2 分野別専門部会は、会則第8条の規定にかかわらず次の各号の金額をこの会に納入するものとする。

- ① 新たに分野別専門部会となった場合は登録料として初年度100万円
- ② 部会費として毎年度20万円